

諮問日：平成30年7月18日（平成30年度（最情）諮問第27号）

答申日：平成31年1月18日（平成30年度（最情）答申第59号）

件名：開廷表に当事者名を記載しない場合が分かる文書の不開示判断（不存在）
に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「裁判所入り口に備え付けている開廷表につき、どのような場合に当事者名を記載しないこととしているかが分かる文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年6月18日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

開廷表の記載事項は、通達等で定められているものではなく、どのような場合に当事者名を記載しないこととしているかについては、事案ごとに個別具体的な事情に応じて裁判体が判断しているのが実情である。最高裁判所において探索したところ、本件開示申出文書は作成しておらず、存在しなかった。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年7月18日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受
- ③ 同年10月19日 審議
- ④ 同年12月21日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、開廷表の記載事項は、通達等で定められているものではなく、どのような場合に当事者名を記載しないこととしているかについては、事案ごとに個別具体的な事情に応じて裁判体が判断しているのが実情であるとのことであり、本件開示申出文書について最高裁判所において探索したものの、その保有の事実は認められなかったとのことであって、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正 人